

Smart vLiveサービス利用規約 【現改比較表】 2023年11月1日現在

～2023年10月31日

2023年11月1日～

第1章 総則

第1条～2条 (略)

第3条 定義

本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。

(1) (略)

(2) 「動画配信プラットフォームサービス」とは、契約者がアップロードした動画をウェブやアプリ等で再生するために、不特定多数の視聴者に対して配信できるシステムをプラットフォームとして提供するサービスをいいます。

(3) 「CMS」とは、Smart vLive®の配信に関する各種設定や情報参照を行うためのWebアプリケーションをいいます。

(4) 「アカウントID」とは、当社が払い出すCMSのアカウント単位のことをいいます。当社は、第4条第6項に基づき利用開始日を通知するメールを送る際に、アカウントID、代表ユーザー名、初期パスワードを契約者に提供します。

第1章 総則

第1条～2条 (略)

第3条 定義

本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。

(1) (略)

(2) 提携事業者 とは、次の各号に該当する者をいいます。

①本サービスの提供の全部又は一部を当社が委託した場合の当該業務受託事業者（以下、「再委託先」といいます。）

②本サービスの全部又は一部を構成する機器・設備又はサービスを当社に供給する事業者

(3) 「動画配信プラットフォームサービス」とは、契約者がアップロードした動画をウェブやアプリ等で再生するために、不特定多数の視聴者に対して配信できるシステムをプラットフォームとして提供するサービスをいいます。

(4) 「CMS」とは、Smart vLive®の配信に関する各種設定や情報参照を行うためのWebアプリケーションをいいます。利用開始日より、本サービスのCMSのアカウントが有効化され、契約者は本サービスでの動画配信が可能となります。

(5) 「アカウントID」とは、当社が払い出すCMSのアカウント単位のことをいいます。当社は、第4条第6項に基づき利用開始日を通知するメールを送る際に、一部プランを除き、アカウントID、代表ユーザー名、初期パスワードを契約者に提供します。

[\(5\)](#)「代表ユーザー名」とは、当社が払い出すアカウントIDに対する1つの特権ユーザーのことをいいます。

[\(6\)](#)「初期パスワード」とは、当社が払い出すCMSのアカウントID、代表ユーザー名に対する初期パスワードのことをいいます。

[\(7\)](#)「一般ユーザー名」とは、契約者がCMSのアカウントIDと代表ユーザー名とパスワードを用いてCMSにて作成した一般ユーザーのことをいいます。

[\(8\)](#)「追いかけて再生(HLS)」とは、別途料金表に定める本サービスのオプションにおいて、ライブ配信中に視聴映像をライブ開始時点まで遡り、視聴できる機能をいいます。ライブ配信中に視聴プレイヤーを通じてライブ視聴を開始した視聴者（以下「ライブ視聴者」といいます。）はライブ配信の終了後に、CMSにてライブ配信を停止すると追いかけて再生(HLS)による視聴は利用できなくなります。

[\(9\)](#)「ライブ録画」とは、別途料金表に定める本サービスのオプションにおいて、ライブ配信中の映像を契約者が録画できる機能をいいます。

[\(10\)](#)「入力バックアップ」とは、別途料金表に定めるサービスのオプションにおいて、映像入力システムを2系統化することをいいます。

[\(6\)](#)「代表ユーザー名」とは、当社が払い出すアカウントIDに対する1つの特権ユーザーのことをいいます。

[\(7\)](#)「初期パスワード」とは、当社が払い出すCMSのアカウントID、代表ユーザー名に対する初期パスワードのことをいいます。

[\(8\)](#)「一般ユーザー名」とは、契約者がCMSのアカウントIDと代表ユーザー名とパスワードを用いてCMSにて作成した一般ユーザーのことをいいます。

[\(9\)](#)「追いかけて再生(HLS)」とは、別途料金表に定める本サービスのオプションにおいて、ライブ配信中に視聴映像をライブ開始時点まで遡り、視聴できる機能をいいます。ライブ配信中に視聴プレイヤーを通じてライブ視聴を開始した視聴者（以下「ライブ視聴者」といいます。）はライブ配信の終了後に、CMSにてライブ配信を停止すると追いかけて再生(HLS)による視聴は利用できなくなります。

[\(10\)](#)「ライブ録画」とは、別途料金表に定める本サービスのオプションにおいて、ライブ配信中の映像を契約者が録画できる機能をいいます。

[\(11\)](#)「入力バックアップ」とは、別途料金表に定めるサービスのオプションにおいて、映像入力システムを2系統化することをいいます。

[\(12\)](#)「スタジオ」とは、別途料金表に定めるサービスのオプションにおいて、入力映像の切り替え や編集をクラウド上にて実施できる機能をいいます。

(11)「契約者」とは、本サービスの契約者であり、本サービスを利用して動画を配信する者をいいます。

(12)「視聴者」とは、本サービスを利用して契約者が配信した動画を視聴する者をいいます。

(13)「ログデータ」とは、契約者が動画を配信した際の時刻・配信時間・動画データのメタデータ等の動画配信状況、及び視聴者が動画を視聴した際の時刻・視聴時間、セッションID等の視聴状況を記録したデータをいいます。

(14)「インGEST元IPアドレス」とは、契約者が配信対象の動画を本サービスにアップロードする機器のIPアドレスをいいます。本サービスでは、インGEST元IPアドレスを指定し、それ以外のIPアドレスからの配信対象動画のアップロードを拒否する機能を有します。

(15)「インGESTURL」とは、契約者が配信対象の動画を本サービスにアップロードする際の、アップロード先のURLをいいます。

(16)「ストリームキー」とは、契約者が配信対象の動画を本サービスのインGESTURLにアップロードする際に、指定するキー情報の文字列をいいます。

(17)「視聴プレイヤー」とは、契約者が本サービスを利用して配信した動画を、視聴者が視聴するための再生プレイヤー機能を提供するプログラムをいいます。視聴プレイヤーは、Webサイトに埋め込み可能なコードとして契約者に提供します。契約者が自身の視聴者用のWebサイトに、埋め込みコードを配置することで、契約者が配信する動画を視聴するための再生プレイヤー機能を、視聴者に提供することができます。

(18)「動画配信装置」とは、契約者が本サービスで配信する動画データを、インターネットを介して視聴端末に配信する電気通信設備をいいます。

(19)「同時視聴端末数」とは、契約者が本サービスで配信する動画データを、インターネット

(13)「契約者」とは、本サービスの契約者であり、本サービスを利用して動画を配信する法人をいいます。

(14)「視聴者」とは、本サービスを利用して契約者が配信した動画を視聴する者をいいます。

(15)「ログデータ」とは、契約者が動画を配信した際の時刻・配信時間・動画データのメタデータ等の動画配信状況、及び視聴者が動画を視聴した際の時刻・視聴時間、セッションID等の視聴状況を記録したデータをいいます。

(16)「インGEST元IPアドレス」とは、契約者が配信対象の動画を本サービスにアップロードする機器のIPアドレスをいいます。本サービスでは、インGEST元IPアドレスを指定し、それ以外のIPアドレスからの配信対象動画のアップロードを拒否する機能を有します。

(17)「インGESTURL」とは、契約者が配信対象の動画を本サービスにアップロードする際の、アップロード先のURLをいいます。

(18)「ストリームキー」とは、契約者が配信対象の動画を本サービスのインGESTURLにアップロードする際に、指定するキー情報の文字列をいいます。

(19)「視聴プレイヤー」とは、契約者が本サービスを利用して配信した動画を、視聴者が視聴するための再生プレイヤー機能を提供するプログラムをいいます。視聴プレイヤーは、Webサイトに埋め込み可能なコードとして契約者に提供します。契約者が自身の視聴者用のWebサイトに、埋め込みコードを配置することで、契約者が配信する動画を視聴するための再生プレイヤー機能を、視聴者に提供することができます。また視聴プレイヤーのうち、複数の配信映像を単一の視聴プレイヤーで提供するものを、「マルチビュープレイヤー」といいます。

(20)「動画配信装置」とは、契約者が本サービスで配信する動画データを、インターネットを介して視聴端末に配信する電気通信設備をいいます。

(21)「同時視聴端末数」とは、契約者が本サービスで配信する動画データを、インターネット

<p>を介して視聴端末に配信する同時視聴端末数であり、WebRTCによるライブ視聴端末数と追いかけて再生(HLS)の視聴端末数を合計した同時視聴端末数をいいます。</p> <p>(20) 「配信容量」とは、契約者が本サービスで配信する動画データを、インターネットを介して視聴端末に配信するデータ転送量であり、WebRTCによるライブ配信データ転送量と追いかけて再生(HLS)の配信データ転送量を合計した転送量をいいます。</p> <p>(21) 「利用開始日」とは、当社が契約者に通知する、本サービスの提供を開始する日をいいます。利用開始日より、本サービスのCMSのアカウントが有効化され、契約者は本サービスでの動画配信が可能となります。 サービスプランの変更があった場合も、利用開始日は変わらず、最初に本サービスの提供を開始した日を利用開始日とします。</p> <p>(22) 「サービスプラン変更のアップグレード」とは、別途料金表に定める契約中のサービスプランよりも定額最低基本額が高い別のサービスプランに契約変更することをいいます。</p> <p>(23) 「サービスプランのダウングレード」とは、別途料金表に定めるサービスプランにおいて、契約中のサービスプランよりも定額最低基本額が低いサービスプランに契約変更することをいいます。</p> <p>(24) (略)</p>	<p>を介して視聴端末に配信する同時視聴端末数であり、WebRTCによるライブ視聴端末数と追いかけて再生(HLS)の視聴端末数を合計した同時視聴端末数をいいます。</p> <p>(22) 「配信容量」とは、契約者が本サービスで配信する動画データを、インターネットを介して視聴端末に配信するデータ転送量であり、WebRTCによるライブ配信データ転送量と追いかけて再生(HLS)の配信データ転送量を合計した転送量をいいます。</p> <p>(23) 「利用開始日」とは、当社が契約者に通知する、本サービスの提供を開始する日をいいます。サービスプランの変更があった場合も、利用開始日は変わらず、最初に本サービスの提供を開始した日を利用開始日とします。</p> <p>(24) 「サービスプラン変更」とは、別途料金表に定める「セミナー配信支援パック」以外のサービスプラン間において、別のサービスプランに契約変更することをいいます。</p> <p>(25) (略)</p> <p>(26) 「セミナー配信支援パック」とは、別途料金表に定めるサービスプランにおいて、「動画配信プラットフォームサービス」に加え、配信時の一部機材・オペレーションを支援するものをいいます。</p>
<p>第2章 契約</p> <p>第4条 (略)</p>	<p>第2章 契約</p> <p>第4条 (略)</p>
<p>第5条 違約金発生期間</p>	<p>第5条 違約金</p>

<p>契約者は、第2項に定める期間（以下「違約金発生期間」といいます。）内に本サービスに係る契約の解約があった場合は、<u>当該解約があった日から違約金発生期間末日までの期間に相当する本サービス利用料金を</u>一括して支払うものとします。</p> <p>2 前項の違約金発生期間は、利用開始日から起算して<u>12か月とします。ただし、別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</u></p> <p>3 <u>違約金発生期間中は、サービスプランのダウングレードはできないものとします。</u></p>	<p><u>「セミナー配信支援パック」</u>の契約者は、第2項に定める期間（以下「違約金発生期間」といいます。）内に本サービスに係る<u>申込みの取り下げおよび申込内容の変更</u>、契約の解約があった場合は、<u>第2項に定める料金を</u>一括して支払うものとします。</p> <p>2 前項の違約金発生期間<u>および違約金額</u>は、<u>事前準備も含めた「セミナー配信支援パック」</u>利用開始日から起算して</p> <p><u>1ヶ月前の場合、契約金額の30%間</u></p> <p><u>2週間前の場合、契約金額の50%</u></p> <p><u>1週間前の場合、契約金額の100%</u></p> <p><u>とします。</u></p>
<p>第6条～7条 （略）</p>	<p>第6条～7条 （略）</p>
<p>第8条 契約内容の変更</p> <p>次の契約内容の変更を希望する場合は、本規約に同意の上、当社所定の方法により申し込むものとし、当社が当該申込みの承諾をする場合、当社は申込者に対しメールの送信等により承諾の連絡をします。</p> <p>(1) サービスプランの変更</p> <p>(2) サービスオプションの変更</p> <p><u>(3) 代表ユーザーに関する変更</u></p> <p>2 当社が申し込みを承諾後、<u>当社は契約者へ契約内容の変更をする準備が完了次第</u>、契約者に変更の適用日を通知するメール等を送信します。</p>	<p>第8条 契約内容の変更</p> <p>次の契約内容の変更を希望する場合は、本規約に同意の上、当社所定の方法により申し込むものとし、当社が当該申込みの承諾をする場合、当社は申込者に対しメールの送信等により承諾の連絡をします。</p> <p>(1) サービスプランの変更</p> <p>(2) サービスオプションの変更</p> <p>2 当社が申し込みを承諾後、契約者に変更の適用日を通知するメール等を送信します。</p>

第9条 契約者が行う本契約の解約

本契約の解約を希望する場合は、本規約に同意の上、当社所定の方法により申し込むものと
し、当社が当該申し込みの承諾をする場合、当社は申込者に対しメールの送信等により承諾の
連絡をします。

2 当社が申込みを承諾後、当社は契約者へ解約をする準備が完了次第、契約者に解約日を通
知するメール等を送信します。

第9条 契約者が行う本契約の解約

契約者は本契約を解約しようとするときは、その旨をあらかじめ当社所定の様式に記入の上、
当社に書面、メール、Web等サービスに合わせた通知方法により通知していただきます。

第10条 当社が行う本契約の解約

当社は次のいずれかに該当するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知の上、本契約を解約することがあります。

- (1) 第12条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき。
- (2) 当社が別に定める期日を経過してもなお、契約者が本サービス料金又は手続きに関する費用等その他の債務を支払わないとき。
- (3) 契約者が第4条（申込みと承諾）に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき。
- (4) 本規約に反する行為を行った又は行う恐れがあると当社が判断したとき。
- (5) 契約者が自ら又は反社会的勢力を利用して、当社に対して詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いたとき

2 前項にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ通知をせずに、本契約を解約することがあります。

- (1) 緊急又はやむを得ない場合
- (2) 契約者又はその役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団若しくはそれらの関係者（以下、総じて「反社会的勢力」といいます。）に該当し、又は反社会的勢力との取引若しくは人的、資金的関係があると当社が判断したとき。
- (3) 民事再生手続きの開始、会社更生手続きの開始、破産若しくは競売を申し立てられ、又は自ら、私的整理の開始、民事再生の開始会社更生手続きの開始若しくは破産申し立てをしたとき。
- (4) 手形交換所の取引停止処分若しくは資産差押又は滞納処分を受けたとき。
- (5) 資本の減少、営業の廃止若しくは変更、又は解散の決議をしたとき。

第10条 当社が行う本契約の解約

当社は次のいずれかに該当するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知の上、本契約を解約することがあります。

- (1) 第12条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき。
- (2) 当社が別に定める期日を経過してもなお、契約者が本サービス料金又は手続きに関する費用等その他の債務を支払わないとき。
- (3) 契約者が第4条（申込みと承諾）に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき。
- (4) 本規約に反する行為を行った又は行う恐れがあると当社が判断したとき。
- (5) 契約者が自ら又は反社会的勢力を利用して、当社に対して詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いたとき

2 前項にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ通知をせずに、本契約を解約することがあります。

- (1) 緊急又はやむを得ない場合
- (2) 契約者又はその役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団若しくはそれらの関係者（以下、総じて「反社会的勢力」といいます。）に該当し、又は反社会的勢力との取引若しくは人的、資金的関係があると当社が判断したとき。
- (3) 民事再生手続きの開始、会社更生手続きの開始、破産若しくは競売を申し立てられ、又は自ら、私的整理の開始、民事再生の開始会社更生手続きの開始若しくは破産申し立てをしたとき。
- (4) 手形交換所の取引停止処分若しくは資産差押又は滞納処分を受けたとき。
- (5) 資本の減少、営業の廃止若しくは変更、又は解散の決議をしたとき。

(6) 前各号に定めるほか、資産、信用及び支払能力等に重大な変更を生じ、又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

(6) 前各号に定めるほか、資産、信用及び支払能力等に重大な変更を生じ、又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

3 当社は、第11条（利用中止）(6)の規定により本サービスの利用を中止した場合において、その利用中止の事由を解消し、本サービスの利用を再開することが困難であると当社が判断したときは、本サービスの一部もしくは全部を廃止し、または本サービスに係る契約の一部もしくは全部を解約することがあります。なお、当社は本項の規定により、本サービスの一部もしくは全部を廃止し、または本サービスに係る契約を一部もしくは全部を解約しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

4 前項により契約の全部が解約されたときは、第5条(違約金)の規定は適用しません。ただし、本項の規定は当該解約前に契約者に生じた債務を免除するものではありません。

<p>第3章 利用中止等</p> <p>第11条 利用中止</p> <p>当社は次の場合には本サービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。</p> <p>(1) 本サービスを提供するための設備の保守上、工事上又はサービス提供上やむを得ないとき。</p> <p>(2) 本サービスを提供するための設備を不正アクセスから防御するために必要なとき。</p> <p>(3) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき。</p> <p>(4) 本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して提供することが困難であるとき。</p> <p>(5) 法令等に基づく要請等により本サービスを提供することが困難となったとき。</p> <p>2 当社は前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし緊急又はやむを得ない場合はこの限りではありません。</p>	<p>第3章 利用中止等</p> <p>第11条 利用中止</p> <p>当社は次の場合には本サービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。</p> <p>(1) 本サービスを提供するための設備の保守上、工事上又はサービス提供上やむを得ないとき。</p> <p>(2) 本サービスを提供するための設備を不正アクセスから防御するために必要なとき。</p> <p>(3) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき。</p> <p>(4) 本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して提供することが困難であるとき。</p> <p>(5) 法令等に基づく要請等により本サービスを提供することが困難となったとき。</p> <p><u>(6) 提携事業者の都合、事業休止又はその他の理由により、本サービスの全部又は一部の提供が困難となったとき。</u></p> <p>2 当社は前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし緊急又はやむを得ない場合はこの限りではありません。</p>
<p>第12条 (略)</p>	<p>第12条 (略)</p>
<p>第4章 料金等</p> <p>第13条～19条 (略)</p>	<p>第4章 料金等</p> <p>第13条～19条 (略)</p>
<p>第5章 データの取扱い</p> <p>第20条～23条 (略)</p>	<p>第5章 データの取扱い</p> <p>第20条～23条 (略)</p>

第6章 損害賠償等

第24条 責任の制限

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供を
しなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（全く利用できない状態と同程度の場合
を含みます。以下同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して24時間以
上その状態が連続した場合に限り、これに起因して契約者に生じた逸失利益、派生損害等を除
く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべ
き場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。

2 前項により、当社が契約者に対し賠償責任を負う場合において、当社は本サービスが全く
利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降のその状態が連続した時間（24時間の
倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サ
ービスに係る定額最低基本額の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償しま
す。

3 当社の故意又は重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前2項の規定は適
用しないものとします。

第6章 損害賠償等

第24条 責任の制限

当社は、本サービス(本項及び第2項においては「セミナー配信支援パック」を除くものとする。)
を提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、
本サービスが全く利用できない状態（全く利用できない状態と同程度の場合を含みます。以下
同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続した
場合に限り、これに起因して契約者に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、
賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別
の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。

2 前項により、当社が契約者に対し賠償責任を負う場合において、当社は本サービスが全く利
用できない状態にあることを当社が知った時刻以降のその状態が連続した時間（24時間の倍数
である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サ
ービスに係る定額最低基本額の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

3 当社は、本サービスのうち「セミナー配信支援パック」を提供すべき場合において、当社の
責めに帰すべき理由により、その提供をしなかったことに起因して契約者に生じた逸失利益、
派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の
有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないもの
とします。また当社が契約者に対し賠償責任を負う場合においては、「セミナー配信支援パッ
ク」契約時の契約金額を上限とし、その責任を負うものとします。

4 当社の故意又は重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前3項の規定は適用
しないものとします。

第7章 雑則

第25条～26条 (略)

第7章 雑則

第25条～26条 (略)

第27条 契約者の義務

契約者は次のことを守っていただきます。

- (1) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと
- (2) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者のデータの改ざん、消去等をしないこと

(3)本サービスで提供するソフトウェア、システム構成等のリバースエンジニアリング、逆アセンブル若しくは逆コンパイル、又は提供される本サービス内容に含まれるソフトウェアのソースコードを引き出すその他の処理若しくは手順を適用しないこと

(4)第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと

(5)本サービスの再販売又はサブライセンスを行わないこと

(6)意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと

第27条 契約者の義務

契約者は次のことを守っていただきます。

- (1) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと
- (2) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者のデータの改ざん、消去等をしないこと
- (3) 本サービスの利用において、他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為をしないこと
- (4) 本サービスの利用において、わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは 文書等を送信又は表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、 またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為をしないこと
- (5) 本サービスの利用において、無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為をしないこと
- (6) 本サービスの利用において、違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為をしないこと
- (7) 本サービスの利用において、犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に 誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為をしないこと

(8) 本サービスで提供するソフトウェア、システム構成等のリバースエンジニアリング、逆アセンブル若しくは逆コンパイル、又は提供される本サービス内容に含まれるソフトウェアのソースコードを引き出すその他の処理若しくは手順を適用しないこと

(9) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと

(10) 本サービスの再販売又はサブライセンスを行わないこと

(11) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと

(7) 同時視聴端末数加算額及び配信容量加算額の発生を回避するための方法、又は最大同時視聴端末数及び最大配信容量を超過するのを回避する方法によって本サービスを利用しないこと。

(8) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為をしないこと

(9) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと

(10) 利用申込みの際又はその後に当社に届け出た事項について変更が生じた場合、遅滞なくその旨を当社所定の方法により届け出ること

(11) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益・不快感を与える行為をしないこと

(12) 前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為をしないこと

2 契約者は前項の規定に違反して本サービスに係る当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

3 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者又はその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。

4 契約者は、本サービスに係るアカウントID、代表ユーザー名、一般ユーザー名及び各ユーザー名のパスワード（以下「ID等」といいます。）を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはならないものとします。当社は、ID等の一致を確認した場合、当該ID等を保有する者として登録された契約者が本サービスを利用したもののみなします。

(12) 同時視聴端末数加算額及び配信容量加算額の発生を回避するための方法、又は最大同時視聴端末数及び最大配信容量を超過するのを回避する方法によって本サービスを利用しないこと。

(13) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為をしないこと

(14) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと

(15) 利用申込みの際又はその後に当社に届け出た事項について変更が生じた場合、遅滞なくその旨を当社所定の方法により届け出ること

(16) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益・不快感を与える行為をしないこと

(17) 前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為をしないこと

2 契約者は前項の規定を視聴者に対して遵守させる義務を負い、視聴者が違反した場合は契約者が行った行為とみなし、第12条1項(6)に従い本サービスの利用を停止することがあります。

3 契約者は前2項の規定に違反して本サービスに係る当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

4 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者又はその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。

5 契約者は、本サービスに係るアカウントID、代表ユーザー名、一般ユーザー名及び各ユーザー名のパスワード等（以下「ID等」といいます。）を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはならないものとします。当社は、ID等の一致を確認した場合、当該ID等を保有する者として登録された契約者が本サービスを利用したもののみなします。

<p>5 契約者は、本サービスに係るインGESTURL、ストリームキー、インGEST元IPアドレス及び視聴プレイヤー（以下「インGEST情報等」といいます。）を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはならないものとします。当社は、インGEST情報等の一致を確認した場合、当該インGEST情報等を保有する者として登録された契約者が本サービスを利用したものとみなします。</p> <p>6 契約者が前2項の規定に違反して本サービスに係る当社の業務遂行又は当社の設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社はID等の変更その他必要な措置をとる場合があります。当該措置により契約者に発生する損害について、当社は責任を負わないものとします。</p> <p>7 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめ理由を添えてその旨を契約者に通知します。ただし、緊急又はやむを得ない場合はこの限りではありません。</p>	<p>6 契約者は、本サービスに係るインGESTURL、ストリームキー、インGEST元IPアドレス及び視聴プレイヤー、視聴URL等（以下「インGEST情報等」といいます。）を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはならないものとします。当社は、インGEST情報等の一致を確認した場合、当該インGEST情報等を保有する者として登録された契約者が本サービスを利用したものとみなします。</p> <p>7 契約者が前2項の規定に違反して本サービスに係る当社の業務遂行又は当社の設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社はID等の変更その他必要な措置をとる場合があります。当該措置により契約者に発生する損害について、当社は責任を負わないものとします。</p> <p>8 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめ理由を添えてその旨を契約者に通知します。ただし、緊急又はやむを得ない場合はこの限りではありません。</p>
<p>第28条～34条（略）</p>	<p>第28条～34条（略）</p>

(別紙)料金表

■初期費用・月額料金

サービスプラン		スタンダード	プロフェッショナル	プレミアム
初期費用		50,000円 (税込 55,000円)	50,000円 (税込 55,000円)	50,000円 (税込 55,000円)
定額最低基本額		50,000円 (税込 55,000円)	100,000円 (税込 110,000円)	160,000円 (税込 176,000円)
最大同時視聴端末数(台)※1		50 同時視聴	500 同時視聴	2000 同時視聴
最大配信容量 ※1		300GB	1,000GB	1,500GB
ライブ録画容量※2		50GB	100GB	150GB
最大同時ライブ配信数 ※1		1 配信	1 配信	2 配信
従量料金	同時視聴端末数加算額 追加 100 同時視聴端末ごと	16,000円 (税込 17,600円)	16,000円 (税込 17,600円)	16,000円 (税込 17,600円)
	配信容量加算額 追加 1GB ごと	50円 (税込 55円)	50円 (税込 55円)	50円 (税込 55円)
オプション	追いかけて再生(HLS)	500円/時 (税込 550円/時)	500円/時 (税込 550円/時)	500円/時 (税込 550円/時)
	ライブ録画	300円/時 (税込 330円/時)	300円/時 (税込 330円/時)	300円/時 (税込 330円/時)
	入力バックアップ	200円/時 (税込 220円/時)	200円/時 (税込 220円/時)	200円/時 (税込 220円/時)

(別紙)料金表

■初期費用・月額料金

サービスプラン		スタンダード	プロフェッショナル	プレミアム
初期費用		50,000円 (税込 55,000円)	50,000円 (税込 55,000円)	50,000円 (税込 55,000円)
定額最低基本額		50,000円 (税込 55,000円)	100,000円 (税込 110,000円)	160,000円 (税込 176,000円)
最大同時視聴端末数(台)※1		50 同時視聴	500 同時視聴	2000 同時視聴
最大配信容量 ※1		300GB	1,000GB	1,500GB
ライブ録画容量※2		50GB	100GB	150GB
最大同時ライブ配信数 ※1		1 配信	1 配信	2 配信
従量料金	同時視聴端末数加算額※3	16,000円 (税込 17,600円)	16,000円 (税込 17,600円)	16,000円 (税込 17,600円)
	配信容量加算額 追加 1GB ごと	50円 (税込 55円)	50円 (税込 55円)	50円 (税込 55円)
オプション	追いかけて再生(HLS)	500円/時 (税込 550円/時)	500円/時 (税込 550円/時)	500円/時 (税込 550円/時)
	ライブ録画	300円/時 (税込 330円/時)	300円/時 (税込 330円/時)	300円/時 (税込 330円/時)
	入力バックアップ	200円/時 (税込 220円/時)	200円/時 (税込 220円/時)	200円/時 (税込 220円/時)
	スタジオ	2,500円/時 (税込 2,750円/時)	2,500円/時 (税込 2,750円/時)	2,500円/時 (税込 2,750円/時)

サービスプラン		2 アングル	3 アングル	4 アングル
初期費用		50,000 円 (税込 55,000 円)	50,000 円 (税込 55,000 円)	50,000 円 (税込 55,000 円)
定額最低基本額		147,000 円 (税込 161,700 円)	170,000 円 (税込 187,000 円)	193,000 円 (税込 212,300 円)
最大同時視聴端末数 (台) ※1		300 同時視聴	450 同時視聴	600 同時視聴
最大配信容量 ※1		350GB	400GB	500GB
ライブ録画容量※2		50GB	75GB	100GB
最大同時ライブ配信数 ※1		2 配信	3 配信	4 配信
従量料金	同時視聴端末数加算額※3	30,000 円 (税込 33,000 円)	30,000 円 (税込 33,000 円)	30,000 円 (税込 33,000 円)
	配信容量加算額 追加 1GB ごと	40 円 (税込 44 円)	40 円 (税込 44 円)	40 円 (税込 44 円)
オプション	追いかけて再生(HLS)	500 円/時 (税込 550 円/時)	500 円/時 (税込 550 円/時)	500 円/時 (税込 550 円/時)
	ライブ録画	300 円/時 (税込 330 円/時)	300 円/時 (税込 330 円/時)	300 円/時 (税込 330 円/時)
	入力バックアップ	200 円/時 (税込 220 円/時)	200 円/時 (税込 220 円/時)	200 円/時 (税込 220 円/時)
	スタジオ	2,500 円/時 (税込 2,750 円/時)	2,500 円/時 (税込 2,750 円/時)	2,500 円/時 (税込 2,750 円/時)

サービスプラン		5 アングル	カスタム
初期費用		50,000 円 (税込 55,000 円)	別途提示
定額最低基本額		239,000 円 (税込 262,900 円)	別途提示
最大同時視聴端末数 (台) ※1		750 同時視聴	別途提示
最大配信容量 ※1		550GB	別途提示
ライブ録画容量※2		125GB	別途提示
最大同時ライブ配信数 ※1		5 配信	別途提示
従量料金	同時視聴端末数加算額※3	30,000 円 (税込 33,000 円)	別途提示
	配信容量加算額 追加 1GB ごと	40 円 (税込 44 円)	別途提示
オプション	追いかけて再生(HLS)	500 円/時 (税込 550 円/時)	別途提示
	ライブ録画	300 円/時 (税込 330 円/時)	別途提示
	入力バックアップ	200 円/時 (税込 220 円/時)	別途提示
	スタジオ	2,500 円/時 (税込 2,750 円/時)	別途提示

※1 定額最低基本額に含まれる最大同時視聴端末数・最大配信容量・最大同時配信数

※2 ライブ録画のオプション利用時に適用されるライブ録画の保存先のストレージ容量

※1 定額最低基本額に含まれる最大同時視聴端末数・最大配信容量・最大同時配信数

※2 ライブ録画のオプション利用時に適用されるライブ録画の保存先のストレージ容量

※3 同時端末数加算額については、「スタンダード」、「プロフェッショナル」、「プレミアム」プランは100同時視聴端末ごと、「2アングル」～「5アングル」のプランは、300同時視聴端末ごとの加算とする。

※4 「視聴プレイヤー」のうち、「マルチアングルプレイヤー」を利用できるのは「2アングル」～「5アングル」の各プランおよびカスタムプランのみとする。

■ 契約内容変更費

サービスプラン変更費（1回あたり）	50,000 円（税込 55,000 円）
オプション変更費（1回あたり）	20,000 円（税込 22,000 円）
<u>代表ユーザーに関する変更費(1回あたり)</u>	<u>20,000 円(税込 22,000 円)</u>

■ 契約内容変更費

サービスプラン変更費（1回あたり）	50,000 円（税込 55,000 円）
オプション変更費（1回あたり）	20,000 円（税込 22,000 円）

<p>(1) 請求する料金の種類は以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初期費用 ・ 月額料金 <ul style="list-style-type: none"> - 定額最低基本額 - 同時視聴端末数加算額 - 配信容量加算額 - オプション利用加算額 ・ サービスプラン変更費 ・ オプションプラン変更費 ・ 代表ユーザーに関する変更費 <p>(2) 契約者は、月額料金として、各サービスプランに応じた定額最低基本額及び同時視聴端末数加算額と配信容量加算額を合算した額をお支払いいただきます。オプション利用時には各オプションの利用に応じた加算額をお支払いいただきます。</p> <p>(3) 月の途中でサービスプランを変更した場合及びオプション適用時の月額料金は次のとおりとします。</p> <p>(a) サービスプランのアップグレードの場合、サービスプランを変更した月以降、変更先のサービスプラン（アップグレードしたサービスプラン）の月額料金を適用します。</p> <p>(b) サービスプランのダウングレードの場合、サービスプランを変更した翌月以降、変更先のサービスプラン（ダウングレードしたサービスプラン）の月額料金を適用します。</p>	<p>(1) 請求する料金の種類は以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初期費用 ・ 月額料金 <ul style="list-style-type: none"> - 定額最低基本額 - 同時視聴端末数加算額 - 配信容量加算額 - オプション利用加算額 ・ サービスプラン変更費 ・ オプションプラン変更費 <p>(2) 契約者は、月額料金として、各サービスプランに応じた定額最低基本額及び同時視聴端末数加算額と配信容量加算額を合算した額をお支払いいただきます。オプション利用時には各オプションの利用に応じた加算額をお支払いいただきます。</p> <p>(3) 月の途中でサービスプランを変更した場合及びオプション適用時の月額料金は変更した月以降、変更先の月額料金・従量料金を適用します。その際、変更前の金額が変更後の金額以下となり差額が発生する場合は、月額料金請求時にその差額を変更手数料に加算してお支払いいただきます。</p>
<p>(4)～(6) (略)</p>	<p>(4)～(6) (略)</p>

(7)同時視聴端末数加算額とは、定額最低基本額に定める最大同時視聴端末数を超えて利用した場合の超過同時視聴端末数に対する利用料金です。動画配信装置から動画データを同時に配信する視聴端末数が、最大同時視聴端末数を超えて配信された場合、料金月を通じて最も高い同時視聴端末数を記録した1回の配信について、最大同時視聴端末数を超過した視聴端末数100台ごとに、料金表に規定する料金額を乗じて得た額とします。

同時視聴端末数の測定は、測定対象期間において、動画データを同時に配信する視聴端末数を一定期間ごとに測定し、測定対象期間中の最大値を当社設備により測定します。

(8) (略)

(9)オプション利用加算額とは、ライブ配信において、オプション機能を利用した時間に対する利用料金です。

追いかけて再生(HLS)オプションの利用時間の測定は、測定対象期間において、契約者がCMSにて追いかけて再生(HLS)機能を有効化したライブ配信を開始し、そのライブ配信を停止するまでの時間をCMS操作履歴に基づき、算出します。同一料金月の中で1配信ごとの利用時間を合計し、算出した合計時間は、1時間を単位とし、端数は切り上げるものとします。

ライブ録画オプションの利用時間の測定は、測定対象期間において、契約者がCMSにてライブ録画機能を有効化したライブ配信を開始し、そのライブ配信を停止するまでの時間をCMS操作履歴に基づき、算出します。同一料金月の中で1配信ごとの利用時間を合計し、算出した合計時間は、1時間を単位とし、端数は切り上げるものとします。

入力バックアップオプションの利用時間の測定は、測定対象期間において、契約者がCMSにて入力バックアップ機能を有効化したライブ配信を開始し、そのライブ配信を停止するまでの時間をCMS操作履歴に基づき、算出します。同一料金月の中で1配信ごとの利用時間を合計し、算出した時間は、1時間を単位

(7)同時視聴端末数加算額とは、定額最低基本額に定める最大同時視聴端末数を超えて利用した場合の超過同時視聴端末数に対する利用料金です。動画配信装置から動画データを同時に配信する視聴端末数が、最大同時視聴端末数を超えて配信された場合、料金月を通じて最も高い同時視聴端末数を記録した1回の配信について、[最大同時視聴端末数を超過後、「スタンダード」、「プロフェッショナル」、「プレミアム」プランは視聴端末数100台ごと、「2アングル」～「5アングル」のプランは視聴端末数300台ごと](#)に、料金表に規定する料金額を乗じて得た額とします。

同時視聴端末数の測定は、測定対象期間において、動画データを同時に配信する視聴端末数を一定期間ごとに測定し、測定対象期間中の最大値を当社設備により測定します。

(8) (略)

(9)オプション利用加算額とは、ライブ配信において、オプション機能を利用した時間に対する利用料金です。

追いかけて再生(HLS)オプションの利用時間の測定は、測定対象期間において、契約者がCMSにて追いかけて再生(HLS)機能を有効化したライブ配信を開始し、そのライブ配信を停止するまでの時間をCMS操作履歴に基づき、算出します。同一料金月の中で1配信ごとの利用時間を合計し、算出した合計時間は、1時間を単位とし、端数は切り上げるものとします。

ライブ録画オプションの利用時間の測定は、測定対象期間において、契約者がCMSにてライブ録画機能を有効化したライブ配信を開始し、そのライブ配信を停止するまでの時間をCMS操作履歴に基づき、算出します。同一料金月の中で1配信ごとの利用時間を合計し、算出した合計時間は、1時間を単位とし、端数は切り上げるものとします。

入力バックアップオプションの利用時間の測定は、測定対象期間において、契約者がCMSにて入力バックアップ機能を有効化したライブ配信を開始し、そのライブ配信を停止するまでの時間をCMS操作履歴に基づき、算出します。同一料金月の中で1配信ごとの利用時間を合計し、算出した時間は、1時間を単位と

<p>とし、端数は切り上げるものとします。</p>	<p>し、端数は切り上げるものとします。</p> <p><u>スタジオオプションの利用時間の測定は、測定対象期間において、契約者がCMSにてスタジオ機能を起動、停止した時間を合計し、算出した合計時間が1時間を単位とし、端数は切り上げるものとします。ただし、利用開始日が含まれる月の利用時間については、上記にて算出した利用時間から2時間を差し引き、最終算出時間とします。</u></p>
<p>(10) (略)</p>	<p>(10) (略)</p>
<p><u>(11)代表ユーザーに関する変更費とは、代表ユーザー名の変更、代表ユーザーの初期化等を行う場合にかかる費用です。</u></p>	
<p><u>(12) オプション変更費及び代表ユーザーに関する変更費は次のとおりとします。</u></p> <p>(a) サービスプラン変更を申し込みする際に、<u>オプションプラン変更や代表ユーザーに関する変更</u>等を同時に申し込む場合は、<u>オプションプラン変更費及び代表ユーザーに関する変更費</u>は適用せず、サービスプラン変更費のみをお支払いいただきます。</p> <p>(b) サービスプラン申し込み後は、オプションの申し込みごとにオプション変更費をお支払いいただきます。</p> <p>(c) サービスプラン申し込み後は、複数のオプションを同時に申し込みする場合のオプション変更費は1回あたりのオプション変更費をお支払いいただきます。</p> <p><u>(d) サービスプラン申し込み後は、代表ユーザーに関する変更の申し込みごとに1回あたりの代表ユーザーに関する変更費をお支払いいただきます。</u></p> <p><u>(e) サービスプラン申し込み後は、オプションプラン変更と代表ユーザーに関する変更等を同時に申し込みする場合は、1回あたりのオプション変更費のみをお支払いいただきます。</u></p>	<p><u>(11)オプション変更費は次のとおりとします。</u></p> <p>(a) サービスプラン変更を申し込みする際に、<u>オプションプラン変更</u>等を同時に申し込む場合は、<u>オプションプラン変更費</u>は適用せず、サービスプラン変更費のみをお支払いいただきます。</p> <p>(b) サービスプラン申し込み後は、オプションの申し込みごとにオプション変更費をお支払いいただきます。</p> <p>(c) サービスプラン申し込み後は、複数のオプションを同時に申し込みする場合のオプション変更費は1回あたりのオプション変更費をお支払いいただきます。</p>

[\(別紙\) 料金表 : セミナー配信支援パック](#)

■ [初期費用](#)

・本メニューにおいて、契約者は初期費用として以下の項目の料金の支払いを要します。

各種設定作業費 (1回あたり)	別途提示
-----------------	------

■ [利用料](#)

システム利用料		利用時間 ※2				
		60	90	120	150	180
最大同時視聴端末数 ※1	100	別途提示	別途提示	別途提示	別途提示	別途提示
	300	別途提示	別途提示	別途提示	別途提示	別途提示
	500	別途提示	別途提示	別途提示	別途提示	別途提示
	800	別途提示	別途提示	別途提示	別途提示	別途提示
	1000	別途提示	別途提示	別途提示	別途提示	別途提示
	2000	別途提示	別途提示	別途提示	別途提示	別途提示
	2500	別途提示	別途提示	別途提示	別途提示	別途提示
	3000	別途提示	別途提示	別途提示	別途提示	別途提示
	4000	別途提示	別途提示	別途提示	別途提示	別途提示
	5000	別途提示	別途提示	別途提示	別途提示	別途提示

システム利用時間超過加算額 (超過 30 分ごと)	別途提示
最大視聴端末数超過加算額 (超過 100 端末ごと)	別途提示

※1 本サービスで提供される動画配信プラットフォームにアクセスし、同時に視聴可能な人数の最大値

※2 本サービスを利用して開催するセミナー・イベント等の配信における想定配信時間

■ オプション利用料

・ オプションメニューおよびその料金は、当社が別に提示するものとします。

(1) 請求する料金の種類は以下の通りです。

・ 初期費用

-各種設定作業費

・ 利用料

-システム利用料

-システム利用時間超過加算額

-最大視聴端末数超過加算額

・ オプション利用料

(2) 契約者は、セミナー配信システムおよびオプションの希望利用期間について申込み前に当社へ当該期間におけるサービス提供可否について確認を実施し、提供可能と回答があった場合に申込みを行うこととする。

申込み後に希望利用期間に変更があった場合、契約者はすみやかに当社へ通知を行い、変更後の利用期間におけるサービス提供可否の確認を行うこととする。

申込み後の希望利用期間の変更により当社がサービス提供を行えない場合においても、契約者は設定費用およびシステム利用料、オプション利用料の支払いを要します。

(3) 契約者は、当社の責めに帰すべき理由によりサービスの提供をしなかった場合を除き、設定費用および

びシステム利用料、オプション利用料の支払いを要します。

(4) システム利用料は、サービスの申込みがあった際に契約者から申告のあった最大同時視聴端末数および本サービスを利用して開催するセミナー・イベント等の配信における想定配信時間をシステム利用時間とし、最大同時視聴端末数およびシステム利用時間に応じて算定した額とします。

(5) サービスの申込みがあった際に契約者から申告のあった最大視聴可能数およびシステム利用時間を越える利用があった場合、超過視聴数および超過配信時間に応じてシステム利用料と超過加算額料金を合算した額をお支払いいただきます。

(6) 最大同時視聴端末数とは、セミナー配信システムにアクセスし同時に視聴可能な端末数の最大値です。動画配信装置から動画データを同時に配信する視聴端末数が、契約時に定めた最大同時視聴端末数を超えて配信があった場合、1回の配信において記録した最も高い同時視聴端末数をもとに、最大同時視聴端末数を超過した視聴端末数100台ごとに、料金表に定める超過料金額を加算し乗じた額を支払うこととします。同時視聴端末数の測定は、測定対象期間において、動画データを同時に配信する視聴端末数を一定期間ごとに測定し、測定対象期間中の最大値を当社設備により測定します。

(7) システム利用時間とは、本サービスを利用して行うセミナー等において、参加者が視聴可能となる時点から配信を終了する時点までの時間とします。契約時に定めたシステム利用時間を超えて利用があった場合、超過した時間に応じて30分ごとに料金表に定める超過料金額を加算し乗じた額を支払うこととします。

(8) オプション利用料について、提供内容の詳細および提供条件については別に定める料金表および重要説明事項にて定めることとする。

附 則（令和3年7月14日 A P S 2サ第00805988号）

この規約は、令和3年7月19日から実施します。

附 則（令和4年10月21日 C A S 2サ第00976085号）

この改正規定は、令和4年10月31日から実施します。

第13条（料金）第2項の規定は、この改正規定実施後に新規に成立した契約（第8条（変更）により変更された部分に係る契約を含みます）にのみ適用されます。

附 則（令和3年7月14日 A P S 2サ第00805988号）

この規約は、令和3年7月19日から実施します。

附 則（令和4年10月21日 C A S 2サ第00976085号）

この改正規定は、令和4年10月31日から実施します。

第13条（料金）第2項の規定は、この改正規定実施後に新規に成立した契約（第8条（変更）により変更された部分に係る契約を含みます）にのみ適用されます。

附 則（令和5年10月26日 C A S 2サ第000400002793-01号）

この改正規定は、令和5年11月1日から実施します。

第13条（料金）第2項の規定は、この改正規定実施後に新規に成立した契約（第8条（変更）により変更された部分に係る契約を含みます）にのみ適用されます。